

年金相談所を開設

年金に関するさまざまな疑問や質問に新庄年金事務所の職員がお答えします。また、手続きもできます。

- ◆日時 毎月第2木曜日
午前10時～午後3時
※正午～午後1時を除く
- ◆場所 役場1階 101会議室
- ◆持ち物 年金手帳(証書)・印鑑・預金通帳など

※年金相談は、電話予約制となっております。

予約先「新庄年金事務所」
Tel.0233-22-2050

【これからの開設予定日】

12月13日(木)・1月10日(木)
2月14日(木)・3月14日(木)

ご存知ですか? 障害年金

障害のある方が次の3つの要件をすべて満たしている場合は、国民年金・厚生年金の障害年金を受けることができます。

1. 年金制度加入中に初診日があること
※20歳前または60歳から65歳までの間に初診日がある場合も対象になります。
2. 一定の障害の状態にあること
3. 一定の保険料を納付していること

障害年金を受けるには、本人または家族による年金請求手続きが必要です。まずは役場町民税務課または新庄年金事務所にご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態でも万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる『保険料免除制度』や『納付猶予制度(50歳未満)』があります。失業等で保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方は、役場町民税務課または新庄年金事務所へご相談ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書をお送りします。

納めていただいた国民年金保険料は「社会保険料控除」として、全額が所得控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には、この控除証明書が必要ですので申告の時期まで大切に保管してください。

平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納めた方。 → 11月上旬に送付されます

平成30年10月2日から12月31日までに今年初めて国民年金保険料を納めた方。 → 翌年2月上旬に送付されます

※ご家族の国民年金保険料を納付された場合、ご本人の社会保険料控除に加えることが出来ますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【ねんきん加入者ダイヤル】 Tel.0570-003-004 (ナビダイヤル)

年金に関するお問い合わせは

- 新庄年金事務所 Tel.0233-22-2050
- 役場町民税務課 住民グループ Tel.35-2111【内線123】

いいみらい 11月30日は「年金の日」

未来の生活設計について考えてみませんか

11月30日は「年金の日」です。この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で年金記録と受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」ではいつでも自身の年金記録を確認できるほか、記録を基に様々な受給パターンを試算することができます。

年金記録の確認は簡単・便利な「ねんきんネット」をご利用下さい。

「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンから自身の年金情報を確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- ① 年金記録の確認
- ② 将来の年金見込み額の試算
- ③ 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ④ 日本年金機構から郵送される各種通知書の確認や再交付 など



「ねんきんネット」利用登録からサービス利用までの流れ

その1

日本年金機構のホームページの新規登録画面から、以下の必要事項を入力して下さい。

- ・アクセスキー(※1) ・基礎年金番号(※2) ・氏名
- ・生年月日 ・性別 ・郵便番号 ・住所 ・メールアドレス 等

※1 アクセスキー(ねんきん定期便に記載)

※2 基礎年金番号(年金手帳に記載)



ねんきん定期便などに記載されている17ケタの番号です。この番号を使用して申し込むとユーザIDをすぐに取得できます。



年金手帳などに記載されている10ケタの番号です。

その2

アクセスキーをお持ちの場合

⇒ユーザIDが発行されます。

アクセスキーをお持ちでない場合

⇒日本年金機構で本人確認を行い、ユーザIDをはがきでお届けします。

その3

ユーザIDとパスワードを使用して「ねんきんネット」にログインしてください。

「ねんきんネット」に関するお問い合わせは…
またはねんきんダイヤル Tel.0570-058-555 まで

11月は年金月間です

くらしを支える国民年金



国民年金は、働く世代が高齢者世代を支える世代間の助け合いのしくみです。また、老後だけではなく、障害を持ってしまったときや一家の働き手を亡くされたといった、もしもの時にも支えてくれる制度です。